

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	赤 上 裕 幸
論文題目	日本映画教育史における「次に来るメディア」の 知識社会学的研究		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、今後のメディア教育に有効な知見を求めべく、日本の映画教育運動に登場したメディア論を知識社会学的視点から時系列的に考察したものである。</p> <p>日本における映画教育運動は、1928年に大阪毎日新聞社（以下、大毎）内に全日本活映教育研究会が発足してから本格化した。すなわち、活字媒体を発行する新聞社の社会教育事業が映像メディアの普及に大きな役割を果たしたわけである。当時の大毎活動写真班主務・水野新幸は、低級娯楽のイメージが染みついた「映画」と区別して、教育的文化的使命を持つ映画を「活映」と名付けた。「シネマが若し印刷術の発明される以前に発明されて居たならば」という言い回しを繰り返し使った水野は、これまでの活字文化が観念的な人間ばかりを生み出したことを批判している。活字ではなく映像によって知識を獲得する「活映文化」の到来を期待した水野は、「メディア論」を唱えたM・マクルーハンの先駆と見ることさえ可能である。</p> <p>一方、我が国の映画教育史研究では稲田達雄『映画教育運動三十年』（1962年）や田中純一郎『日本教育映画発達史』（1979年）などの先行研究が存在するが、水野についてはこれまで「一種の狂信的ナショナリスト」というレッテルで片付けられ、十分な分析が行われていない。本論文はこの水野が指導した全日本活映教育研究会（のちに全日本映画教育研究会と改称、現在の日本視聴覚教育協会）の実践を中軸に、文部省の社会教育政策、映画法による「文化映画の強制上映」、さらに「教育映画の実験国家」満洲国での試みなどを実証的に検討し、それを戦後の視聴覚教育、テレビ教育へと発展する運動実践の系譜に跡付ける。全七章で構成された本論文、各章の要約は以下の通りである。</p> <p>第一章では、映画教育の先覚者として文部省普通学務局第四課長・乗杉嘉壽とそのブレン集団となった社会教育調査委員会委員（権田保之助、橘高広、星野辰男、菅原教造）に焦点を当てる。「社会教育」という用語を教育界に定着させた功績をもつ乗杉は、1920年映画推薦制度開始、1921年活動写真展覧会開催など、映画の教育利用にも特に力を尽くした。ニュー・メディアであった映画に「ポスト活字」の役割を求めた乗杉や橘高広の主張は、既存の学校＝教室システムを乗り越えようという意味で極めて革新的だった。</p> <p>第二章では、この「ポスト活字」理論を社会教育運動として実践した全日本活映教育研究会を、機関誌『映画教育』を中心的な資料として分析する。水野が「活映」の使用を強く主張したのは、「映画」を低級娯楽とみなす教育関係者の偏見を取り除くためであり、1933年には機関誌も『活映』と改題されている。この活映教育を全面的にバックアップしたのは、大毎社長・本山彦一である。それは円本ブーム、百万雑誌</p>			

(続紙 2)

『キング』創刊などに象徴される出版文化の大衆化と連動していた。活映教育運動とは、こうしたメディア秩序再編期のメディア教育運動である。

第三章では、大毎の資金力を背景に設立された全日本活映教育研究会の「フィルム・ライブラリー」、全国小中学校を対象にした学校巡回映画連盟、工場映画連盟、婦人映画同好会などを検討する。「映画教育」の空間として一般に講堂や教室を連想しがちだが、当時ニュー・メディアであった映画には、学校教育を超えたレベルで文化均等化の役割が期待されていた。

第四章では、全日本活映教育研究会が実際に製作した教育映画作品、いわゆる「映画論文」の製作意図、さらに受容形態を考察する。具体的にとりあげる作品は、1931年製作『守れ満蒙』、1933年製作『非常時日本』である。こうした教化性の強い「映画論文」は、観客の意向を重要視する興行者側から歓迎されず、配給には多くの障害が伴った。人々が気晴らしを求めて入場した映画館で試みられた「映画論文」の困難性は、この大衆的社会教育運動に内在するアポリアであった。

第五章では、その打開策として文部省社会教育局と内務省警保局が実現させた「文化映画の強制上映」を検討する。1939年制定の映画法によって「国民精神の涵養又は国民智能の啓培に資する映画（劇映画を除く）にして文部大臣の認定したるもの」、すなわち文化映画を必ず250メートル（約10分）以上、映画館は上映しなければならなくなった。しかし「面白くて為になる」文化映画は僅かであり、最低基準を満たす短編映画が乱造され、制度は形骸化していった。

第六章では、「多民族国家」満洲国における映画教育運動を扱う。その実験的試みから、戦前の映画教育実践の可能性をよりマクロな視点から考察することを目的としている。満洲国文教部社会教育課で映画教育に携わり、やがて満洲映画協会入りを果たした後も巡回映写に力を入れた赤川孝一の活動からは、「ポスト活字の実験場」として満洲国が重要な意味を持ったことが明らかになる。

終章では、戦後の視聴覚教育運動と映像関連産業の発展を、映画教育における戦前からの連続性において再検討する。東横映画（のちの東映映画）が満洲人脈によって成立した経緯はよく知られているが、赤川孝一も東映の16ミリ映画部（教育映画部）に参画し、1958年には日本初のフルカラー長編アニメーション『白蛇伝』を完成させた。この文部省選定映画は、ベニス児童映画祭グランプリ、毎日映画コンクール特別賞などに輝く「ジャパニメーション」の金字塔である。しかし、これまでの映画教育史で赤川の活動は必ずしも十分に評価されてこなかった。

以上で考察してきた、戦前の活映運動や文化映画政策が取り組み、戦後に引き継がれた「面白く為になる」映画の創造という課題は、決して解決済みの問題ではない。映画教育運動の実践から生まれた「次に来るメディア」論は、今日のメディア教育論としても示唆に富む内容を含んでいる。

注) 論文内容の要旨と論文審査の結果の要旨は1頁を38字×36行で作成し、合わせて、3,000字を標準とすること。

論文内容の要旨を英語で記入するときは、400～1,100 wordsで作成し審査結果の要旨は日本語500～2,000字程度で作成すること。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、映画が「次に来るメディア」とみなされていた時代の教育メディアとメディア教育のダイナミズムを知識社会学的に解明しようとする挑戦的な研究である。

本論文の意義は、「メディア教育/教育メディア」史という新領域、「ポスト活字」のメディア論という視点、「“期待”のメディア史」という方法、忘れられた映画教育者の再評価、以上四点から高く評価することができる。

本論文で扱われた映画教育は、今日のメディア教育の実践では周辺のものにとどまっている。加えて日本映画文化の主流は常に娯楽映画であり、「娯楽映画にあらざれば映画にあらず」といわれるほど教育映画の周辺性は歴然としていた。しかし、サイレントからトーキーへの移行が進む1930年代、商業主義映画からは距離を置き、映画のあるべき理想を追い求め、映画の教育的利用に尽力した人物が数多く存在している。具体的には、本論文で扱われた乗杉嘉壽、中田俊造、権田保之助、橘高広、星野辰男、菅原教造から水野新幸、西村真琴、原田三夫、近藤伊與吉、北山清太郎、赤川孝一、宮永次雄といった人物である。

映画が新しい人類の言葉となる日を夢見ていた人々の映画教育言説を関連史料から丹念に掘り起こし、順次検討を加えた本論文は、彼らの教育実践記録の集大成でもある。すなわち、本論文の第一の意義は、映画教育を切り口として「メディア教育/教育メディア」史の豊穡な研究領域を提示した点である。

そこでは比較メディア論の立場から、映画のみならず新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、電子書籍といった新旧メディアに関する膨大な先行研究が参照されており、この「メディア教育/教育メディア」史に一つの体系性を与えている。そのため、別の研究者が、他のメディア、例えば雑誌やラジオによって本論文の知見を比較検証する足場も予め用意されていると言える。この点も、本論文の意義として評価できる。

いうまでもなく、当時ニュー・メディアだった映画は、今日ではオールド・メディアである。この「古いニュー・メディア」に対する言説の分析で導入された「“期待”のメディア史」という方法も、全日本活映教育研究会から全日本映画教育研究会、日本視聴覚教育協会へと続く映画教育運動の評価において十分な成果を挙げている。

このアプローチは鶴見俊輔『期待と回想』（1997年）を参考にしたもので、過去が事実として固定化された「回想の次元」ではなく、「期待の次元」で見えていたはずの可能性と不確実性をあわせ持った未来の姿を考察する方法である。この方法により、本論文は活字の次に来るメディアとして映画に「期待」されていた社会的機能を具体的に描き出している。

この「ポスト活字」という視点は、電子黒板、電子教科書など情報機器の教育利

(続紙 4)

用が叫ばれる現在のメディア状況を考慮すると、特に重要である。「映画が新しかった時代」のメディア教育実践を時系列的に検討した上で、著者は映画が「ポスト活字」化に一定の役割を果たしたと総括している。それでも、「活映」教育史における議論の分析からは、むしろ「活字」メディアと結合した近代教育の強靱さが明らかになってくる。

すなわち、映画の大衆的人気を利用して知識を広めようとする啓蒙的試み、つまり娯楽性と教化性の両立を目指した「ポスト活字」実践は、「回想の次元」から見れば挫折の連続なのである。

上記以外にも、本論文の個別的な成果としては、映画法体制下における「文化映画の強制上映」について実証的な分析が加えられたこと、満州国の映画教育運動を「ポスト活字国家の実験」として検討したこと、戦前との連続性から視聴覚教育運動の系譜を明らかにしたこと、なども挙げることができる。いずれの成果も、今後の研究により発展が期待できる重要なテーマである。

このような成果と関連して、本論文について、知識社会学的方法論に関する記述のわかりにくさ、「映画教育／教育映画」の定義の曖昧さについて指摘があった。また、教化性－娯楽性を軸とする映画教育論において欠落する芸術性という視点、あるいはポスト活字文化への「期待」を支えたオーディエンスについての階層分析、さらに同様の映画教育運動が存在したアメリカ、ドイツなど諸外国との比較なども、本論文の議論を深めるためには不可欠だとの指摘もあった。

また、図書館改革や音楽教育でも知られる乗杉嘉壽の「社会教育」において映画教育が占める比重についても質疑があった。

ただし、これらは、本研究の欠陥を示すものではない。これらは独創的な視点で問題設定された本研究に、事後的に見いだされる課題であり、今後のさらなる発展に向けた期待である。

したがって、こうした指摘は、本研究の博士学位論文としての価値をいささかも減ずるものではない。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。

また、平成22年11月25日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

論文内容の要旨及び審査の結果の要旨は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。特許申請、雑誌掲載等の関係により、学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降